

(別紙)

第9次粉じん障害防止総合対策（岐阜労働局版）

第1 目的

事業者は、粉じんにさらされる労働者の健康障害を防止するため、粉じん障害防止規則（昭和54年労働省令第18号。以下「粉じん則」という。）及びじん肺法（昭和35年法律第30号）の各規定に定める措置を講じなければならない。

また、平成30年2月9日付け基発00209第3号の別添「第9次粉じん障害防止総合対策」に示す「粉じん障害を防止するため事業者が重点的に講ずべき措置」（以下「講ずべき措置」という。）事業者が自主的に取り組むことが望まれる。

本総合対策は、岐阜労働局（以下「当局」という。）におけるじん肺新規有所見労働者の発生状況、8次にわたる粉じん障害防止対策の推進状況等も踏まえて、当局管内における当該対策の重点事項及び労働基準行政が実施する事項を定め、その周知及び当該措置の実施の徹底等を図ることにより、粉じん障害防止対策のより一層の推進を図ることを目的とする。

第2 総合対策の推進期間

2018年度から2022年度までの5か年とする。

第3 総合対策の重点事項

当局においてもじん肺所見が認められる労働者数は大幅に減少しているものの、じん肺新規有所見労働者は依然として発生していること、また、当局管内で高純度の結晶質シリカの微細粉末を製造、取扱う事業場の労働者にじん肺管理区分が急激に進行する事案が発生していることから引き続き粉じんのばく露防止対策を推進することが重要である。

このため、局所排気装置等の粉じん飛散防止措置、粉じんばく露の防止に効果的な対策である呼吸用保護具の適正な使用を推進するとともに、粉じんにさらされる労働者、職長、事業者に粉じんの有害性と対策の必要性の認識を喚起する必要がある。

特に近年の粉じん則及びじん肺法施行規則（昭和35年労働省令第6号。以下「じん肺則」という。）の改正により、屋外における岩石・鉱物の研磨作業等や屋外における鉱物等の破碎作業をはじめとする呼吸用保護具の使用を要する作業が追加される改正が複数にわたり行われているところであり、これらの改正内容の確実な実施について周知を図る必要がある。

また、粉じん作業に従事または従事した労働者に対して、適切に健康管理措置を進めていくためには、事業者がじん肺健康診断を着実に実施すること、さらに離職時又は離職後にじん肺所見が認められた労働者に対する健康管理を継続的に推進

する必要がある。

加えて、有所見者が多く発生している①窯業土石製品製造業、②ずい道等建設工事、③アーク溶接作業、④岩石等の裁断等の作業、⑤金属等の研磨作業に係る粉じん障害防止対策等の推進を図る必要があることから、これらの業種・作業を重点として推進する必要がある。

上記を踏まえ、次の事項を重点とする。

- (1) 窯業土石製品製造業における粉じん障害防止対策
- (2) 屋外における岩石・鉱物の研磨作業若しくはばり取り作業、鉱物等の破碎作業に係る粉じん障害防止対策
- (3) ずい道等建設工事における粉じん障害防止対策
- (4) 呼吸用保護具の使用の徹底及び適正な使用の推進
- (5) じん肺健康診断の着実な実施
- (6) 離職後の健康管理の推進

第4 当局及び労働基準監督署の実施事項

(1) 集団指導、個別指導、監督指導等の実施

集団指導、個別指導、監督指導等の各種行政手法を効率的に組み合わせ、別添「粉じん障害を防止するため事業者が重点的に講ずべき措置（岐阜労働局版）」（以下「講ずべき措置（岐阜局版）」という。）をはじめとして、粉じん則及びじん肺法の各規定に定める措置の必要な事項について、効果的に周知徹底を図る。

特に、重点事項である「呼吸用保護具の使用の徹底及び適正な使用の推進」及び「じん肺健康診断の着実な実施」について重点的に指導を行い、じん肺健康診断実施結果報告が未提出の事業場に対しては提出を指導する。

また、監督指導の結果、重大・悪質な法令違反が認められた場合は、司法処分として送検することを含め、厳正な措置を講じる。

さらに、事業者に対して健康管理手帳制度を周知すること等により、離職するじん肺有所見労働者に対する健康管理対策の推進を図るとともに、健康管理手帳交付対象者に対して当該手帳交付時に、健康管理に係る留意事項等を十分指導する。

(2) 電動ファン付き呼吸用保護具の活用周知

電動ファン付き呼吸用保護具は、粉じん則等において、特定の作業に労働者を従事させる場合に着用させることが義務付けられているが、その性能の高さから、当該特定の作業以外においても、これを活用することが望ましいことに鑑み、上記(1)の各種指導等において、事業者に対して電動ファン付き呼吸用保護具の着用について勧奨する。

(3) 関係団体等に対する指導等の実施

ア 労働災害防止団体、事業者団体等に対する指導・要請

労働災害防止団体の岐阜県支部、関係事業者団体等を通じて、構成事業場に対し、「講ずべき措置（岐阜局版）」をはじめとして、粉じん則及びじん肺法の各規定に定める措置の内容の周知徹底及び健康管理手帳制度の周知を指導する。

また、関係事業者団体に対して、「講ずべき措置（岐阜局版）」の実施状況を確認する自主点検を実施すること及び当該自主点検結果に基づき、構成事業者に対し必要な粉じん障害防止対策を自主的に実施することを要請する。

さらに、必要に応じて、労働災害防止団体、関係事業者団体等が行う講習会等の粉じん作業を有する会員事業場への普及啓発活動の場を活用して粉じん対策に関する説明を行う等の連携を図る。

イ 粉じん障害防止総合対策推進強化月間等を通じた啓発活動の実施

ア) 粉じん障害防止総合対策推進強化月間

粉じん障害防止対策を効果的に推進するためには、粉じんの有害性及び粉じん障害防止対策等に関する関係者の意識を高揚させ、自主的な粉じん障害防止対策の実施の活性化を図ることが重要である。

このため、全国労働衛生週間準備期間の9月を引き続き「粉じん障害防止総合対策推進強化月間」とし、関係団体等に対し、会員事業場へのパトロールの実施等、当該月間中における各種行事の開催を要請する。

イ) 粉じん対策の日

粉じん作業を有する事業場に対し、呼吸用保護具の点検、局所排気装置等の点検、たい積粉じん除去のための清掃等を定期的の実施させ、その定着を図るため、毎月特定の日を「粉じん対策の日」として設定するよう指導する。

(4) 中小規模事業場への支援

中小規模事業場に対しては、岐阜産業保健総合支援センター又はその地域窓口である地域産業保健センターが行う労働衛生コンサルタント、産業医等の専門家による相談事業（事業場訪問を含む。）等の活用を図るよう指導する。

また、粉じん対策指導委員等による必要な技術的援助を行う。

(5) 計画の届出の徹底、適正な審査及び実地調査の実施

労働安全衛生法第88条に基づく計画の届出の徹底を図り、その適切な審査及び実地調査を行う。

また、「ずい道等の建設等の仕事」に係る計画の届出がなされた際には、平成12年12月26日付け基発第768号の2「ずい道等建設工事における粉じん対策の推進について」において示された「ずい道等建設工事における粉じん対策に関するガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）に沿った計画となって

いるか確認し、必要な指導を行う。

(6) ずい道等建設工事の発注者に対する要請の実施

ずい道等建設工事における粉じん障害防止対策の実効を期するためには、工事発注者が粉じん障害防止対策の重要性を理解し、必要な措置を講ずることが重要であるため、国の出先機関及び地方公共団体等との間の建設工事関係者連絡会議等を通じて、ガイドラインに基づく対策を実施するための措置について要請を行うとともに、平成 29 年 6 月 21 日付け基発 0621 第 32 号『ずい道等建設工事における「換気の実施等の効果を確認するための空気中の粉じん濃度、風速等の測定方法」等の一部改正について』の周知及び建設業労働災害防止協会が、最近の新たな技術の動向も踏まえて旧版に替わり策定した「新版ずい道等建設工事における換気技術指針」（平成 24 年 3 月）についても必要に応じ、参照するよう周知する。

(別添)

粉じん障害を防止するため事業者が重点的に講ずべき措置（岐阜労働局版）

第1 趣旨

事業者は、粉じんにさらされる労働者の健康障害を防止するため、粉じん障害防止規則及びじん肺法の各規定に定める措置等を講じなければならない。

本「粉じん障害を防止するため事業者が重点的に講ずべき措置（岐阜労働局版）」は、これら事業者が講じなければならない措置等のうち岐阜労働局管内の事業者が今後5年間において、特に実施すべき事項及び当該事項の実施を推進するために必要な措置を取りまとめたものである。

第2 具体的実施事項

1 窯業土石製品製造業における粉じん障害防止対策

(1) 鋳物等を動力により破碎し、粉碎し、又はふるい分ける作業に係る粉じん障害防止対策

事業者は、粉じん障害防止規則の一部を改正する省令により、屋内における作業については、特定粉じん発生源に係る措置を講じ、法定の性能が有効に保持されるよう管理を実施すること。また、手持式又は可搬式動力工具を用いて岩石・鋳物を破碎し、又は粉碎する作業に労働者を従事させる場合には、呼吸用保護具の使用を徹底すること。

なお、下記2の(2)に示す作業については同事項によること。

(2) 粉状の鋳物を乾燥、袋詰め、積み込み、又は積み卸す作業に係る粉じん障害防止対策

事業者は、屋内において袋詰する箇所については、特定粉じん発生源に係る措置を講じ、法定の性能が有効に保持されるよう管理を実施すること。乾燥設備の内部へ立ち入る作業、屋内における積み込み、積み卸す作業に労働者を従事させる場合には、呼吸用保護具の使用を徹底すること。

(3) 粉状の鋳物等を原料とし、製造、加工する工程における粉状の鋳物等を混合、混入、又は散布する作業に係る粉じん障害防止対策

事業者は、屋内における混合、混入又は散布する箇所については、特定粉じん発生源に係る措置を講じ、法定の性能が有効に保持されるよう管理を実施する。

(4) 陶磁器、耐火物、又は研磨材等を製造する工程における原料の混合・成形、原料・半製品の乾燥、半製品の台車への積み込み若しくは半製品・製品の台車からの積み降ろし・仕上げ・荷造りする作業に係る粉じん障害防止対策

事業者は、耐火レンガ又はタイルの製造工程において屋内で原料を動力により成形する箇所、屋内で半製品又は製品を動力により仕上げる箇所については、特定粉じん発生源に係る措置を講じ、原料又は半

製品を乾燥するため、乾燥設備の内部へ立ち入る作業に労働者を従事させる場合には、呼吸用保護具の使用を徹底すること。また、昭和 55 年 8 月 4 日付け基発第 407 号「耐火煉瓦製造業における作業環境改善の手法について」、昭和 56 年 4 月 2 日付け基発第 197 号「陶磁器製造業における作業環境改善の手法について」を活用すること。

2 屋外における岩石・鉱物の研磨作業又はばり取り作業及び屋外における鉱物等の破碎作業に係る粉じん障害防止対策

(1) 屋外における岩石・鉱物の研磨作業又はばり取り作業に係る粉じん障害防止対策

事業者は、粉じん障害予防規則の一部を改正する省令（平成 26 年厚生労働省令第 70 号）により、屋外における岩石・鉱物の研磨作業又はばり取り作業が呼吸用保護具の使用義務の対象作業となったことから、これらの作業に労働者を従事させる場合には、呼吸用保護具の使用を徹底すること。

また、事業者は、屋外における岩石・鉱物の研磨作業又はばり取り作業に従事する労働者は有効な呼吸用保護具を使用する必要があること等の周知徹底を図るため、その要旨を記したものを、屋外における岩石・鉱物の研磨作業又はばり取り作業を行う作業場の見やすい場所への掲示、粉じん障害防止総合対策推進強化月間及び粉じん対策の日を活用した普及啓発等を実施すること。

なお、事項の周知徹底については衛生委員会等も活用すること。

(2) 屋外における鉱物等の破碎作業に係る粉じん障害防止対策

事業者は、粉じん障害防止規則及びじん肺法施行規則の一部を改正する省令（平成 29 年厚生労働省令第 58 号）により、屋外における鉱物等の破碎作業が呼吸用保護具の使用義務の対象作業となったことから、これらの作業に労働者を従事させる場合には、呼吸用保護具の使用を徹底すること。

また、事業者は、屋外における鉱物等の破碎作業に従事する労働者は有効な呼吸用保護具を使用する必要があること等の周知徹底を図るため、その要旨を記したものを、屋外における鉱物等の破碎作業を行う作業場の見やすい場所への掲示、粉じん障害防止総合対策推進強化月間及び粉じん対策の日を活用した普及啓発等を実施すること。

なお、事項の周知徹底については衛生委員会等も活用すること。

3 ずい道等建設工事における粉じん障害防止対策

(1) ずい道等建設工事における粉じん対策に関するガイドラインに基づく対策の徹底

事業者は、平成 12 年 12 月 26 日付け基発第 768 号の 2 「ずい道等建設工事における粉じん対策の推進について」において示された「ずい道等建設工事における粉じん対策に関するガイドライン」（以下「ガイ

ドライン」という。)に基づく措置を講じること。また、平成 29 年 6 月 21 日付け基発 0621 第 32 号『ずい道等建設工事における「換気の実施等の効果を確認するための空気中の粉じん濃度、風速等の測定方法」等の一部改正について』を周知すること及び必要に応じ、建設業労働災害防止協会の「新版ずい道等建設工事における換気技術指針」(平成 24 年 3 月)も参照すること。

特に、次の作業において、労働者に使用させなければならない呼吸用保護具は電動ファン付き呼吸用保護具に限られることに留意すること。

また、その使用に当たっては、粉じん作業中にファンが有効に作動することが必要であるため、予備電池の用意や休憩室での充電設備の備え付け等を行うこと。

[1] 動力を用いて鉱物等を掘削する場所における作業

[2] 動力を用いて鉱物等を積み込み、又は積み卸す場所における作業

[3] コンクリート等を吹き付ける場所における作業

なお、事業者は、労働安全衛生法(昭和 47 年法律第 57 号)第 88 条に基づく「ずい道等の建設等の仕事」に係る計画の届出を厚生労働大臣又は労働基準監督署長に提出する場合には、ガイドライン内記載の「粉じん対策に係る計画」を添付すること。

(2) 健康管理対策の推進

ア じん肺健康診断の実施の徹底

事業者は、じん肺法に基づき、じん肺健康診断を実施し、毎年じん肺健康管理実施状況報告を提出すること。また、事業者は、じん肺健康診断の結果に応じて、当該事業場における労働者の実情等を勘案しつつ、粉じんばく露の低減措置又は粉じん作業以外の作業への転換措置を行うこと。

イ じん肺有所見労働者に対する健康管理教育等の推進

事業者は、じん肺有所見労働者のじん肺の増悪の防止を図るため、産業医等による継続的な保健指導を実施するとともに、平成 9 年 2 月 3 日付け基発第 70 号「「じん肺有所見者に対する健康管理教育のためのガイドライン」の周知・普及について」において示された「じん肺有所見者に対する健康管理教育のためのガイドライン」(以下「健康管理教育ガイドライン」という。)に基づく健康管理教育を推進すること。

さらに、じん肺有所見労働者は、喫煙が加わると肺がんの発生リスクがより一層上昇すること、一方、禁煙により発生リスクの低下が期待できることから、事業者は、じん肺有所見労働者に対する肺がんに関する検査の実施及びじん肺有所見労働者に対する積極的な禁煙の働きかけを行うこと。

(3) 元方事業者の講ずべき措置の実施の徹底等

元方事業者は、ガイドラインに基づき、粉じん対策に係る計画の調整、教育に対する指導及び援助、清掃作業日の統一、関係請負人に対する技術上の指導等を行うこと。

4 呼吸用保護具の使用の徹底及び適正な使用の推進

事業者は、労働者に有効な呼吸用保護具を使用させるため、次の措置を講じること。

(1) 保護具着用管理責任者の選任

平成 17 年 2 月 7 日付け基発第 0207006 号「防じんマスクの選択、使用等について」に基づき、作業場ごとに、「保護具着用管理責任者」を、衛生管理者、安全衛生推進者又は衛生推進者等労働衛生に関する知識、経験等を有する者から選任すること。

(2) 呼吸用保護具の適正な選択、使用及び保守管理の推進

事業者は労働者に対し防じんマスクの使用の必要性について教育を行うこと。

また、「保護具着用管理責任者」に対し、次の適正な選択、使用及び保守管理を行わせること。

[1] 呼吸用保護具の適正な選択、使用、顔面への密着性の確認等に関する指導

[2] 呼吸用保護具の保守管理及び廃棄

[3] 呼吸用保護具のフィルタの交換の基準を定め、フィルタの交換日等を記録する台帳を整備すること等フィルタの交換の管理

また、顔面とマスクの接地面に皮膚障害がある場合等は、漏れ率の測定や公益社団法人日本保安用品協会が実施する「保護具アドバイザー養成・確保等事業」にて養成された保護具アドバイザーに相談をすること等により呼吸用保護具の適正な使用を確保すること。

(3) 電動ファン付き呼吸用保護具の活用について

電動ファン付き呼吸用保護具の使用は、防じんマスクを使用する場合と比べて、一般的に防護係数が高く身体負荷が軽減されるなどの観点から、より有効な健康障害防止措置であることから、じん肺法 20 条の 3 の規定により粉じんにさらされる程度を低減させるための措置の一つとして、電動ファン付き呼吸用保護具を使用すること。

なお、電動ファン付き呼吸用保護具を使用する際には、取扱説明書に基づき動作確認等を確実に行った上で使用すること。

5 じん肺健康診断の着実な実施

(1) じん肺健康診断の実施の徹底

事業者は、じん肺法に基づき、じん肺健康診断を実施し、毎年じん肺健康管理実施状況報告を提出すること。また、労働者のじん肺健康診断に関する記録の作成に当たっては、粉じん作業職歴を可能な限り記載し、作成した記録の保存を確実にすること。じん肺健康診断の結果に依

じて、当該事業場における労働者の実情等を勘案しつつ、粉じんばく露の低減措置又は粉じん作業以外の作業への転換措置を行うこと。

(2) じん肺有所見労働者に対する健康管理教育等の推進

事業者は、じん肺有所見労働者のじん肺の増悪の防止を図るため、産業医等による継続的な保健指導を実施するとともに、「健康管理教育ガイドライン」に基づく健康管理教育を推進すること。

さらに、じん肺有所見労働者は、喫煙が加わると肺がんの発生リスクがより一層上昇すること、一方、禁煙により発生リスクの低下が期待できることから、事業者は、じん肺有所見労働者に対する肺がんに関する検査の実施及びじん肺有所見労働者に対する積極的な禁煙の働きかけを行うこと。

6 離職後の健康管理の推進

事業者は、粉じん作業に従事し、じん肺管理区分が管理2又は管理3の離職予定者に対し、「離職するじん肺有所見者のためのガイドブック」(平成29年3月策定。以下「ガイドブック」という。)を配付するとともに、ガイドブック等を活用し、離職予定者に健康管理手帳の交付申請の方法等について周知すること。その際、特に、じん肺合併症予防の観点から、積極的な禁煙の働きかけを行うこと。なお、定期的な健康管理の中で禁煙指導に役立てるため、粉じん作業に係る健康管理手帳の様式に、喫煙歴の記入欄があることに留意すること。

また、事業者は、粉じん作業に従事させたことがある労働者が、離職により事業者の管理から離れるに当たり、雇用期間内に受けた最終のじん肺健康診断結果証明書の写し等、離職後の健康管理に必要な書類をとりまとめ、求めに応じて労働者に提供すること。

7 その他の粉じん作業又は業種に係る粉じん障害防止対策

事業者は、上記の措置に加え、作業環境測定の結果、じん肺新規有所見労働者の発生数、職場巡視の結果等を踏まえ、適切な粉じん障害防止対策を推進すること。